

(証券コード3249)
平成28年9月14日

投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
産業ファンド投資法人
執行役員 倉都 康行

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながら後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成28年9月29日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第41条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面により議決権を行使されない場合、投資主様が保有している議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年9月30日（金曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス（KITTE 4階）「ホール1・2」
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 監督役員2名選任の件
第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

<お願い>

- ◎本投資主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、投資主ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。

<ご案内>

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.iif-reit.com/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）第221条の2第1項に規定する法人の発行済株式を本投資法人の投資対象として追加するため、第11条第1項第9号を新設し、また関連する規定を整備するため、第12条第5項を新設します。
- (2) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった第13条第3項を削除します。
- (3) 産業用不動産の取得機会の拡大のため、資金調達時期等を勘案し、本投資法人の決算期を各年6月末日及び12月末日から各年1月末日及び7月末日とするため、第24条を変更します。また、これに伴い本投資法人の第20期の営業期間を平成29年1月1日から7月31日までとするとともに、関連する附則を整備するため、第53条を変更します。
- (4) 分配可能金額の定義について、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）の内容と平仄を合わせるため、第25条第1項第1号を変更します。
- (5) 投資法人における税務と会計の不一致の問題に関して、投信法、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）等が改正されたことに伴い、配当積立金及びこれに類する積立金並びにその他の任意積立金等の留保等の処理ができることを明示するほか、本投資法人における課税負担の軽減を目的として、利益を超えた金銭

の分配（一時差異等調整引当額の分配）を行うことを可能とし、また関連する規定を整備するため、第25条第1項第2号及び第2項を変更します。

- (6) 新投資口予約権の無償割当てに関する費用を本投資法人が負担することを明確化するため、第32条第2項第1号を変更します。
- (7) 投信法上、投資主総会の招集手続きにおける公告の省略を可能とするため、一定の日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約に定めることができるとされているところ、上記(3)に記載の決算期の変更を踏まえ、当該「一定の日」を9月5日から10月5日とするため、第33条第2項を変更します。
- (8) 投資主総会における普通決議について、定足数を設けないこととするため、第40条第1項を変更します。
- (9) 執行役員及び監督役員の任期について、投信法の改正を踏まえ、投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを可能とするため、第44条第1項を変更します。
- (10) その他、投信法の改正の施行等により不要となった附則の削除及び規定内容の明確化を行うとともに、表現の変更及び明確化、字句の修正及び条項整備等のために、所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分です。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第10条 (資産運用の基本方針)</p> <p>本投資法人は、中長期にわたり安定した収益を確保し、また、運用資産を着実に成長させることを目指して、主として不動産等資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。))第105条第1号へに定める不動産等資産をいう。)に投資して、本投資法人の資産を運用する。</p>	<p>第10条 (資産運用の基本方針)</p> <p>本投資法人は、中長期にわたり安定した収益を確保し、また、運用資産を着実に成長させることを目指して、主として不動産等資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。))<u>(以下「<u>投信法施行規則</u>」という。)</u>第105条第1号へに定める不動産等資産をいう。)に投資して、本投資法人の資産を運用する。</p>
<p>第11条 (資産運用の対象)</p> <p>1. 本投資法人は、前条の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(3) (記載省略)</p> <p>(4) 金銭債権</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) <u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。)</u><u>(以下「<u>投信法施行令</u>」という。)</u>第3条第1号に掲げる有価証券(以下「有価証券」という。)(ただし、前各号に該当するものを除く。)</p> <p>(7)～(8) (記載省略)</p>	<p>第11条 (資産運用の対象)</p> <p>1. 本投資法人は、前条の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 金銭債権<u>(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。)</u><u>(以下「<u>投信法施行令</u>」という。)</u>第3条第7号で定めるものをいう。)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 投信法施行令第3条第1号に掲げる有価証券(以下「有価証券」という。)(ただし、前各号に該当するものを除く。)</p> <p>(7)～(8) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>2. 本投資法人は、前条の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）第86条第2項に定める動産のうち、設備、備品その他構造上若しくは利用上不動産に付加されたもの、又は不動産、不動産の賃借権若しくは地上権の取得に付随して取得するもの</p> <p>(3)～(4) (記載省略)</p> <p>3. ～7. (記載省略)</p>	<p>(9) <u>投信法施行規則第221条の2第1項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）</u></p> <p>2. 本投資法人は、前条の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）第86条第2項に定める動産のうち、設備、備品その他構造上若しくは利用上不動産に付加されたもの、又は不動産、不動産の賃借権若しくは地上権の取得に付随して取得するもの <u>(ただし、前項第7号に掲げる資産を除く。)</u></p> <p>(3)～(4) (現行どおり)</p> <p>3. ～7. (現行どおり)</p>
<p>第12条（投資方針）</p> <p>1. ～4. (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第12条（投資方針）</p> <p>1. ～4. (現行どおり)</p> <p>5. <u>本投資法人は、投信法施行令第116条の2に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を取得することができるものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第13条（投資制限）</p> <p>1. ～ 2.（記載省略）</p> <p>3. <u>本投資法人は、本投資法人の有する資産の総額のうち</u>に占める<u>租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。）第22条の19に規定する不動産等の価額の割合を100分の70以上となるよう資産運用を行うものとする。</u></p>	<p>第13条（投資制限）</p> <p>1. ～ 2.（現行どおり） （削除）</p>
<p>第18条（資産評価の方法及び基準）</p> <p>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1)（記載省略）</p> <p>(2) 金銭、不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権 信託資産である不動産、地上権及び不動産の賃借権については、前号に従って評価し、また、信託資産である金融資産及び信託負債については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価する。信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には、当該信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p> <p>(3)（記載省略）</p> <p>(4) 有価証券</p> <p>(i)（記載省略）</p>	<p>第18条（資産評価の方法及び基準）</p> <p>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1)（現行どおり）</p> <p>(2) 金銭、不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権 信託財産である不動産、地上権及び不動産の賃借権については、前号に従って評価し、また、信託財産である金融資産及び信託負債については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価する。信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には、信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p> <p>(3)（現行どおり）</p> <p>(4) 有価証券</p> <p>(i)（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(ii)その他の有価証券 金融商品取引業者等から気配相場が提示されているときは、原則として当該気配相場により評価する。気配相場が提示されていないときは、原則として一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の<u>評価規則</u>に準じて付されるべき評価額をもって、その他の有価証券を評価する。</p> <p>(5)～(7)（記載省略） (8) その他 上記に定めがない場合は、当該資産の種類ごとに、投信協会の<u>評価規則</u>又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p>	<p>(ii)その他の有価証券 金融商品取引業者等から気配相場が提示されているときは、原則として当該気配相場により評価する。気配相場が提示されていないときは、原則として一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の規則に準じて付されるべき評価額をもって、その他の有価証券を評価する。</p> <p>(5)～(7)（現行どおり） (8) その他 上記に定めがない場合は、当該資産の種類ごとに、投信協会の規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p>
<p>第19条（有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価格） 有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、前条と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1)（記載省略）</p>	<p>第19条（有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価格） 有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、前条と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1)（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 不動産、地上権及び不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び金銭の信託の受益権 信託資産である不動産、地上権及び不動産の賃借権については、前号に従って評価し、また、信託資産である金融資産及び信託負債については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価する。信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には、当該信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純財産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p> <p>(3) 不動産等匿名組合出資持分 匿名組合出資持分資産である不動産等については、前2号に従って評価し、また、匿名組合出資持分資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価した後に、これらの匿名組合出資持分対応資産合計額から匿名組合出資持分対応負債合計額を控除して計算した匿名組合出資持分対応純資産額をもって、匿名組合出資持分を評価する。</p>	<p>(2) 不動産、地上権及び不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び金銭の信託の受益権 信託財産である不動産、地上権及び不動産の賃借権については、前号に従って評価し、また、信託財産である金融資産及び信託負債については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価する。信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には、信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p> <p>(3) 不動産等匿名組合出資持分 不動産等匿名組合出資持分の裏付け資産である不動産等については、前2号に従って評価し、また、不動産等匿名組合出資持分の裏付け資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価した後に、これらの不動産等匿名組合出資持分対応資産合計額から不動産等匿名組合出資持分対応負債合計額を控除して計算した不動産等匿名組合出資持分対応純資産額をもって、不動産等匿名組合出資持分を評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第20条（借入れ及び投資法人債の発行目的）</p> <p>本投資法人は、第10条の基本方針に従い、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定する機関投資家に限る。）からの借入れ及び投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。本投資法人は、投資法人債の発行にあたり、投資法人債を引き受ける者の募集、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務（<u>但し</u>、当該投資法人債が短期投資法人債である場合において投資法人債原簿を作成しない場合を除く。）、発行に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務その他の事務を、法令の定めにより他の者に委託する。</p>	<p>第20条（借入れ及び投資法人債の発行目的）</p> <p>本投資法人は、第10条の基本方針に従い、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定する機関投資家に限る。）からの借入れ及び投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。本投資法人は、投資法人債の発行にあたり、投資法人債を引き受ける者の募集、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務（<u>ただし</u>、当該投資法人債が短期投資法人債である場合において投資法人債原簿を作成しない場合を除く。）、発行に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務その他の事務を、法令の定めにより他の者に委託する。</p>
<p>第24条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年<u>1</u>月1日から<u>6</u>月末日まで、及び<u>7</u>月1日から<u>12</u>月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p>	<p>第24条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年<u>2</u>月1日から<u>7</u>月末日まで、及び<u>8</u>月1日から<u>翌年1</u>月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第25条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 投資主に分配する金銭の総額の計算方法</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（以下「分配可能金額」という。）は、<u>決算期の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額及び出資剰余金（出資総額等）並びに評価・換算差額等の合計額を控除した金額</u>とする。</p> <p>(2) 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額に変更があった場合には変更後の金額とする。以下同じ。）を超えて分配するものとする。</p>	<p>第25条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 投資主に分配する金銭の総額の計算方法</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（以下「分配可能金額」という。）は、<u>投信法第136条第1項に規定する利益</u>とする。</p> <p>(2) 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額に変更があった場合には変更後の金額とする。以下同じ。）を超えて分配するものとする。<u>なお、本投資法人の運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる場合その他本投資法人が適切と認める場合には、分配可能金額のうち必要な金額について、配当積立金及びこれに類する積立金並びにその他の任意積立金等として積み立て、組み入れ若しくは留保し又はその他の処理を行うことができるものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、<u>分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、法令等（投信協会の規則を含む。）に定める範囲内で利益を超えて出資の払戻しとして投資主に金銭を分配することができる。ただし、この場合において、なおも金銭の分配金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除する。</u></p>	<p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、<u>本投資法人における課税負担の軽減を目的とする場合その他本投資法人が適切と判断した場合、法令等（投信協会の規則等を含む。）に定める範囲内で分配可能金額を超えて投資主に金銭を分配することができる。利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除する。</u></p>
<p>第32条（費用）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) 投資口の発行に関する費用</p> <p>(2)～(13)（記載省略）</p>	<p>第32条（費用）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) 投資口の発行及び新投資口予約権の無償割当てに関する費用</p> <p>(2)～(13)（現行どおり）</p>
<p>第33条（投資主総会の招集）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 本投資法人の投資主総会は、平成28年9月5日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の9月5日及び同日以後遅滞なく招集される。また、必要あるときは随時招集される。</p>	<p>第33条（投資主総会の招集）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 本投資法人の投資主総会は、平成30年10月5日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の10月5日及び同日以後遅滞なく招集される。また、必要あるときは随時招集される。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに投資主に対して、書面をもって、又は法令の定めるところに従い、電磁的方法により通知を發するものとする。但し、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を要しないものとする。</p>	<p>3. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに投資主に対して、書面をもって、又は法令の定めるところに従い、電磁的方法により通知を發するものとする。<u>ただし、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を要しないものとする。</u></p>
<p>第40条（投資主総会の決議の方法）</p> <p>1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、<u>発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2.（記載省略）</p>	<p>第40条（投資主総会の決議の方法）</p> <p>1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2.（現行どおり）</p>
<p>第44条（役員任期等）</p> <p>1. 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は先任者の残任期間と同一とする。</p> <p>2.（記載省略）</p>	<p>第44条（役員任期等）</p> <p>1. 役員任期は、2年とする。ただし、<u>投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを妨げない。</u>また、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は先任者の残任期間と同一とする。</p> <p>2.（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第53条 <u>(自己の投資口の取得)</u> <u>第7条第2項の新設にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口の有償での取得を認める旨を定める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p>	<p>第53条 <u>(営業期間及び決算期の変更)</u> <u>第24条にかかる改正は、平成29年1月1日より効力を有するものとする。また、第24条の規定にかかわらず、本投資法人の第20期の営業期間は、平成29年1月1日から平成29年7月末日までとする。</u></p>
<p>第54条 <u>(資産運用の対象の追加)</u> <u>第11条第1項第7号及び第8号の新設は、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を特定資産に追加する旨を定める投信法施行令の改正の施行日に効力を生じる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第55条 <u>(一定の日及び同日以後の投資主総会の招集及び公告の省略)</u> <u>第33条第2項及び第3項にかかる改正は、投資主総会の招集手続における公告の省略を認める旨を定める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p>	<p>(削除)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である倉都康行から、本投資主総会の終結のときをもって辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における執行役員の任期は、第1号議案が承認可決されることを条件として、就任する平成28年9月30日から、第1号議案による変更後の規約第44条第1項但書の定めに基づき、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結のときまでとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成28年8月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
(くら つ やす ゆき) 倉 都 康 行 (昭和30年6月23日)	昭和54年4月 株式会社東京銀行 入社 昭和57年8月 バンク・オブ・トウキョウ・インターナショナル ロンドン 昭和59年8月 バンク・オブ・トウキョウ・インターナショナル ホンコン 昭和60年12月 株式会社東京銀行 資本市場第三部 部長代理 平成元年9月 バンク・オブ・トウキョウ・キャピタルマーケット ロンドン アソシエイト・ディレクター 平成8年4月 バンカーズ・トラスト マネージング・ディレクター 平成9年8月 チェース・マンハッタン銀行 マネージング・ディレクター 平成13年4月 リサーチアンドブライシングテクノロジー株式会社 代表取締役(現任) 平成17年3月 株式会社沖縄金融特区研究所 取締役 平成17年12月 株式会社フィスコ・コモディティ 取締役 平成19年3月 本投資法人 執行役員就任(現任) 平成19年6月 セントラル短資オンライントレード株式会社(現 セントラル短資FX株式会社) 非常勤監査役 平成21年3月 セントラル短資FX株式会社 監査役(現任) 現在に至る	0口

(注) 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。また、上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

上記執行役員候補者の任期には、投信法第99条第2項の規定を適用します。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である滝口勝昭及び本多邦美の2名から、本投資主総会の終結のときをもって辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における監督役員の任期は、第1号議案が承認可決されることを条件として、就任する平成28年9月30日から、第1号議案による変更後の規約第44条第1項但書の定めに基づき、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結のときまでとします。

なお、投資信託及び投資法人に関する法律及び現行規約第42条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	(たき ぐち かつ あき) 滝口勝昭 (昭和16年9月1日)	昭和38年11月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ会計士事務所 昭和57年6月 同 パートナー 昭和58年11月 同 ニューヨーク事務所 日系企業担当部日本連絡責任者 昭和60年6月 監査法人三田会計社設立 代表社員 平成2年2月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 代表社員 平成9年6月 同 常務代表社員 同 戦略ビジネス部門代表 平成13年6月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) エグゼクティブマネジメントグループ メンバー デロイトトウウッシュトーマツ ボードオブディレクター メンバー デロイトトウウッシュトーマツ ガバナンスコミティー メンバー 平成16年9月 DTTグローバルマニュファクチャリングインダストリーグループ 会長 平成19年1月 滝口勝昭公認会計士事務所 所長(現任) 平成19年2月 財団法人(現 公益財団法人)石橋財団監事 平成19年3月 本投資法人 監督役員就任(現任) フェニックス・キャピタル株式会社 非常勤監査役(現任) 日本リバイバル・インベストメンツ株式会社 常勤監査役(現任) 平成19年4月 中央大学専門職大学院国際会計研究科 特任教授 ゴールドバック株式会社 非常勤監査役 平成19年6月 基礎地盤コンサルタンツ株式会社 非常勤監査役 平成20年6月 日特建設株式会社 非常勤監査役(現任) 平成22年2月 財団法人(現 公益財団法人)石橋財団 理事(現任) オリエンタル白石株式会社 非常勤監査役 平成24年6月 O S J Bホールディングス株式会社 非常勤監査役 平成25年6月 株式会社富士テクニカ宮津 非常勤監査役 現在に至る	0口

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
2	(ほん だ く み) 本多邦美 (昭和47年3月10日)	平成11年4月 常松・築瀬・関根（現 長島・大野・常松）法律事務所 平成12年3月 春木・澤井・井上（現 東京丸の内）法律事務所 平成14年9月 モリソン・フォースター法律事務所 平成15年8月 春木・澤井・井上（現 東京丸の内）法律事務所（現任） 平成19年3月 本投資法人 監督役員就任（現任） 現在に至る	0口

(注) 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
また、上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合、または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第44条第2項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成28年8月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
(ふか い とし あき) 深井 聡明 (昭和43年10月25日)	平成3年4月 ミサワホーム株式会社 入社 戸建住宅営業グループ 平成6年8月 財団法人(現一般財団法人)日本不動産研究所 横浜支所 平成10年1月 同 システム評価部 平成12年6月 同 調査企画部 鑑定役 平成13年10月 米国コロンビア大学・建築都市計画保存大学院 不動産開発修士課程修了 平成14年1月 財団法人(現一般財団法人)日本不動産研究所 証券化プロジェクト室 鑑定役 平成15年1月 GEリアルエステート株式会社 バリュエーションマネージャー 平成15年10月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 不動産投資部 シニアマネージャー 平成20年5月 同 リテール本部 不動産投資部長 平成25年9月 同 インダストリアル本部長(現任) 平成26年8月 同 インダストリアル本部 不動産投資部長 平成27年12月 同 執行役員(現任) 現在に至る	0口

(注) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
また、上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社のインダストリアル本部長です。なお、上記補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

補欠監督役員宇佐美豊の選任に係る決議は、本投資主総会の開始のときをもって効力を失います。つきましては、監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第44条第2項の定めに基づき、第3号議案における監督役員の任期が満了するまでとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
(う き み ゆたか) 宇佐美 豊 (昭和33年4月28日)	昭和59年10月 監査法人太田哲三事務所(現 新日本有限責任監査法人) 入所 国際部 平成元年7月 アーンスト・アンド・ヤング(米国) 駐在 平成2年7月 アーンスト・アンド・ヤング(ドイツ) 駐在 平成5年7月 アーンスト・アンド・ヤング(ベルギー) 駐在 平成8年9月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 国内監査部門 平成11年8月 アーンスト・アンド・ヤング(米国) 短期駐在 平成12年4月 監査法人太田昭和センチュリー(現 新日本有限責任監査法人) リスクマネジメント部長 平成18年10月 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 代表社員 平成18年11月 マネジメント・パワー・エクステンジ株式会社 代表取締役(現任) 平成23年9月 西川計測株式会社 社外監査役 平成24年4月 国立大学法人 政策研究大学院大学 監事(現任) 平成24年7月 株式会社パデコ 社外監査役(現任) 平成26年6月 東京海上プライベートリート投資法人 監督役員(現任) 平成27年6月 東芝機械株式会社 社外監査役(現任) 平成27年9月 西川計測株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 現在に至る	0口

(注) 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第41条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

〈メモ欄〉

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

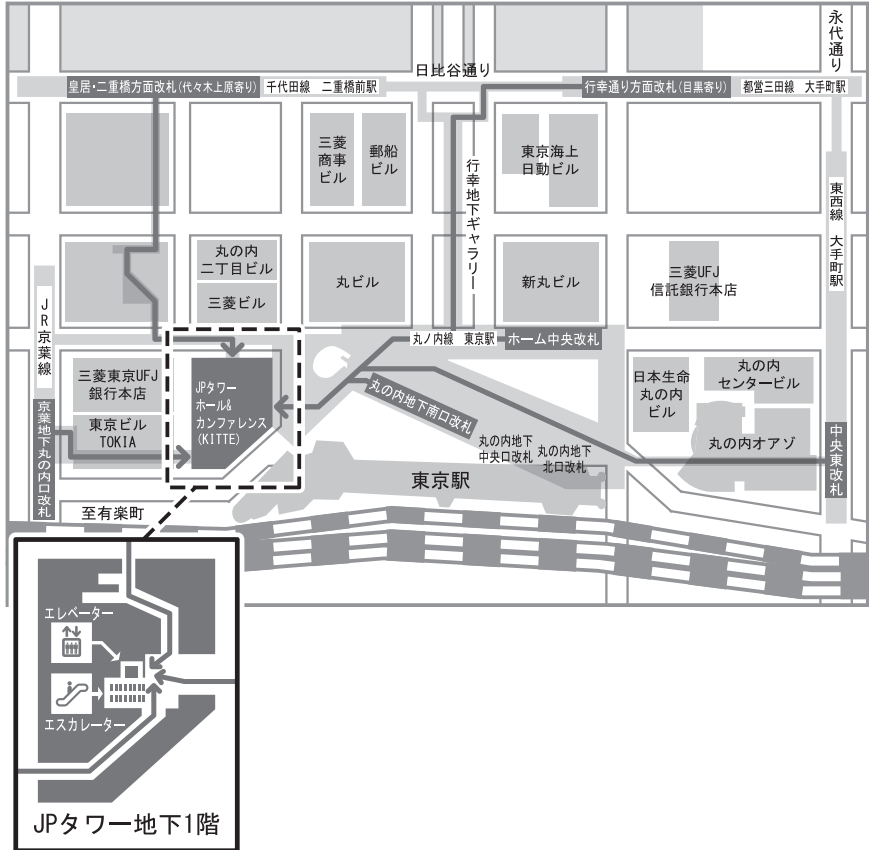
投資主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

J Pタワー ホール&カンファレンス (KITTE 4階)「ホール1・2」

電話：03-5222-1800

地下道からのアクセス



※午前11時までエスカレーター（1F～6F）は稼働していません。エレベーターをご利用ください。

- | | | |
|-------|-----------|--------------------|
| 交通：JR | 東京駅 | 丸の内南口より徒歩1分 |
| | | 京葉地下丸の内11番出口より徒歩3分 |
| 地下鉄 | 東京メトロ丸の内線 | 東京駅地下道直結 |
| | 東京メトロ千代田線 | 二重橋前駅4番出口より徒歩2分 |
| | 都営三田線 | 大手町駅D1出口より徒歩4分 |
| | 東京メトロ東西線 | 大手町駅B1出口より徒歩6分 |

投資主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

J Pタワー ホール&カンファレンス (KITTE 4階) 「ホール1・2」

電話：03-5222-1800

交通：J R 東京駅

丸の内南口より徒歩1分

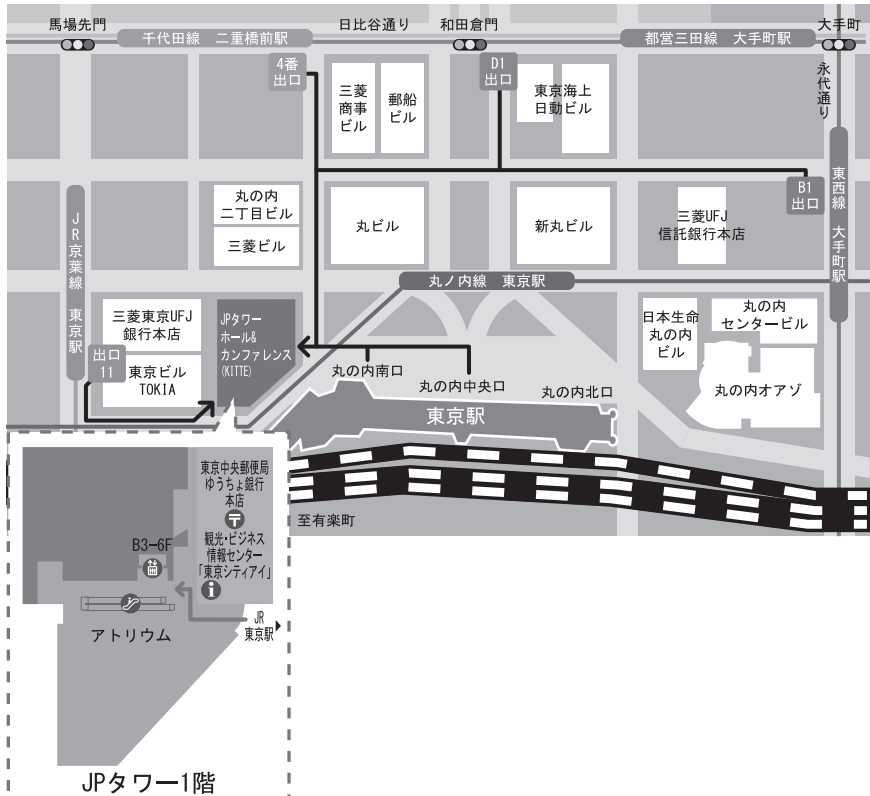
京葉地下丸の内11番出口より徒歩3分

地下鉄 東京メトロ丸ノ内線 東京駅地下道直結

東京メトロ千代田線 二重橋前駅4番出口より徒歩2分

都営三田線 大手町駅D1出口より徒歩4分

東京メトロ東西線 大手町駅B1出口より徒歩6分



※地下改札口・地下道からのアクセスについては裏面に記載しております。

※午前11時までエスカレーター（1F～6F）は稼働していません。エレベーターをご利用ください。

お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は上記の「投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。